

子ども・子育て会議（第3回） 議事次第

日 時 平成25年6月21日（金）9：30～12：00

場 所 中央合同庁舎第4号館（12階）共用1208特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- （1）基本指針について
- （2）保育の必要性の認定について
- （3）確認制度について
- （4）被災地子ども・子育て懇談会（宮城県）について
- （5）その他

3. 閉 会

[配付資料]

- 資料1－1 基本指針の概要（案）
- 資料1－2 基本指針の主な記載事項（「子ども・子育て支援の意義」関係）
- 資料1－3 基本指針の主な記載事項（計画作成指針関係）
- 資料1－4 「市町村子ども・子育て支援事業計画」作成時の利用希望などの把握について
- 資料2 保育の必要性の認定について
- 資料3 確認制度について
- 資料4 被災地子ども・子育て懇談会の開催について
- 参考資料1 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の検討体制について
- 参考資料2 認定こども園制度の見直しの経緯について
- 参考資料3 「幼児教育無償化」について
- 参考資料4 委員提出資料

○無藤会長 それでは、定刻になりましたので、第3回「子ども・子育て会議」を開始いたします。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様はお座りいただきおわかりのように、事務局のアイデアで席替えをしております。別に大したことではないのですが、私が指名するときに、つい両端に気づかないこともあって御無礼しておりますので、そのようにさせていただきました。よろしくお願いいたします。

初めに本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 おはようございます。

まず、委員の御出欠の御報告の前に、日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長でいらっしゃる高尾剛正様が初めての御出席になりますので、御紹介をさせていただきます。

○高尾委員 高尾でございます。よろしくお願いいたします。

○長田参事官 ありがとうございます。

それでは、委員の御出欠の状況でございますが、尾崎正直委員におかれましては本日所用により御欠席でございますが、本日は代理といたしまして、高知県理事・東京事務所長の味元毅様に御出席をいただいております。

また、清原委員におかれましては御出席というお返事をいただいておりますが、交通事情の関係で少し遅れてみえられるという御連絡をいただいております。

以上、本日25名中24名の委員に御出席をいただく予定でして、定足数でございます過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

○無藤会長 ありがとうございます。

なお、資料につきまして、議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料4までをお配りしてございます。漏れなどがあれば、お申し付けください。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は前回に引き続きまして、基本指針について事務局から30分程度で説明していただきます。その後、50分程度ということで御議論をお願いしたいと思います。例によりまして、機械的に終われば1人2分弱になるのですけれども、もちろんそうもいかないのですが、適宜その辺をよろしくお願いいたします。

続いて、保育の必要性の認定ということで、事務局から10分程度説明をいただいて、予定として、その後20分程度の御議論と考えております。

続きまして、確認制度というところについて、事務局から10分程度での御説明をいただいて、その後20分程度という目安でございます。

最後に6月6日に宮城県で開催されました、被災地子ども・子育て懇談会の概要報告をしていただく予定でございます。

それでは、基本指針について、事務局からの御説明をお願いいたします。

○長田参事官 それでは、まず私から資料1-2に基づきまして、基本指針のうちの「子ども・子育て支援の意義」の部分についての資料の御説明を申し上げたいと思います。なお、資料1-1につきましては、毎回配らせていただいております基本指針全体の概要資料でございますので、適宜御参照をいただければと思います。

資料1-2の資料の構成ですが、第2回会議で委員の先生方からいただいた主な意見は真ん

中に付しておりまして、それを踏まえて、このような形で修正を考えてみましたという内容を左側の修正骨子案ということで記載をさせていただいております。

いわゆる子どもの権利条約などの精神をしっかりと入れ込む、表現すべきではないかという御意見をいただいております。その点につきまして、「はじめに」の2つ目の丸に、生存権、発達権の保障は非常に重要なポイントですので、そういった記述でございますとか、あるいは3つ目の丸の後半の部分ですけれども、虐待等、必要な場合にはきちんと保護、援助の措置が講じられるという必要性、そのようなことをその精神として盛り込んでございます。

また、障害をお持ちのお子さんなど、「関連するその他の諸制度を含めて」ということで前回資料では、表現をいたしました、それはそれとして、まずは普遍的な制度の中で、できる限り住み慣れた地域でしっかり見ていく。そのような趣旨ということ盛り込むべしという御意見をいただきましたので、そのようなことを表現しております。

2ページ、親支援ということに関して、そもそも昔から子育てとは困難を伴うもので、そこに支援の手を差し伸べられるべきということの趣旨をもう少し明確にというような御指摘がございました。この点につきましては、その横の部分ですけれども、子育てという体験を通じながら、親も親として育っていく。その過程を支援していくということの必要性を書かせていただいております。

3ページ、父親の育児のかかわりの重要性であるとか、その実態をもう少し丁寧に書くべきという御意見をいただきましたので、1つ目の丸のところから特出しするような形で記載をさせていただいております。

また、実際にも、父親の育児のかかわりが多いほど、第2子以降の出生割合が高いという統計データもございますので、そのようなことも触れさせていただいております。

7ページ、保護者が自分自身で子育てすることの意義をもう少し表現できないかということで、子育てについての営みをもともと書いておりましたので、それは尊い営みであるといったことなどを書かせていただいております。また、保護者の第一義的責任との関係で保護者以外の者、例えば里親さんなどが子どもの養育をするということが妨げにならないようにということの御指摘がございました。子どもの最善の利益を考えた場合に、親子分離をすることが必要な場合があるということは当然許容されるべきことではございますが、そのことを入念的に表現をいたしております。

9ページ、いわゆる保幼小連携の重要性に関しましては、非常に重要な事項で、「留意」という表現は弱いのではないかという御指摘がございましたので、「十分に配慮すべき」と修正をしております。

10ページの下、いわゆる地域のかかわりという中で、PTA活動などの重要性とか、それを核としたコミュニティの活性化ということに御意見をいただきまして、その点を踏まえた修正をさせていただいております。細かい点は省略をさせていただきましたけれども、主な修正点としては以上のおりでございます。

引き続きまして、計画指針の部分を黒田のほうから御説明を申し上げます。

○黒田少子化対策企画室長 引き続きまして、資料1-3、1-4に沿いまして、計画指針、

利用希望の把握についての調整状況の御説明を申し上げます。

1－3ですけれども、前回の資料が黒字、それに前回の御意見等々をいただいた部分を赤字で書き込むという形で体裁を整えております。後ほど出てまいります、従来は論点という形でお示しをしておりました点のうち、御意見が大体収れんしつつあるものについては1つの案にし、御意見が分かれている点については複数のまま書き込むという体裁で全体を掲載しております。

3ページ、基本的な考え方の中に、これは各論のところには書いておりますけれども、こちらにもその障害児など特別な支援が必要な子どもが円滑に幼児期の学校教育・保育等を利用できるようにするための配慮が必要というくだりを加筆いたしまして、この仕組みが質の高い幼児期の学校教育・保育等を目指すということでありますれば、評価の部分についても、ここにも書くべきだという話がありましたので、こういうところにも書いております。

3ページの下の方にまいります、関係者の連携・協働の中には、放課後児童クラブ等々も含んだ形の連携・協働なのだということを入念的に書き込むということをしております。

5ページ、量の見込みの部分でございます。5ページの下の方にありますのは、従来は複数案でお示しをしておりました、特に0－2歳のお子さんの保育利用率についての取り扱いでございます。前回の資料では、国が一律の値を設定して、これを必ず自治体の計画に入れてくださいという案と、そこまではせずに国は考え方をお示しし、それを踏まえて自治体に設定していただくという2案をお示ししておりましたが、地域の事情の差もありますし、国が一律の値を設定するという案を支持する御意見はありませんでしたので、2番目の案でありました、こちらの案に寄せているということでございます。

6ページ、7ページにまいりますと、この量の見込みをどれくらい細かい単位で設定するのかという点につきましては、前回の議論でも複数の御意見がありますので、ここは複数案のまま、前回ございました御意見を書き込むという形の資料の体裁にしてございます。

上の〈1〉が年齢区分の扱いでございます。これは要すれば、0歳、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳と1歳刻みで設定をするのか、0－2、3－5のようなもう少し大きくくりで設定をするのかという点に関する論点でございます。これは双方の御意見がございました。引き続きの御議論に供したいと思っております。

7ページの〈2〉でございます。これも双方の御意見がありましたので、複数案のまま添えておりますが、保育の必要性の区分に応じてフルタイム型の長時間、パートタイム型の短時間という2区分ですよということを後ほどの議題にも供しておりますけれども、この長時間、短時間の区分の別を計画の中でも分けて記載をするのかどうかという点でございます。

ここにつきましても分けて設定をすべしという御意見と、分けなくてくくって設定をすべし、もう少し大きくくりにしたらどうかという御意見の双方がございましたので、この点についても両案を並列した形で御議論に供したいと思っております。

8～9ページにかけてでございます。これは提供体制の確保のくだりでございますが、※は入念的な記載ということでございます。

9ページにまいりますと、いわゆる需給ギャップといえますか、量の見込みと確保の内容の

整合性をとる時期でございます。この点につきましては、先般、総理からの御表明もありましたとおり、29年度末ということが1つの節目になりますので、そのくだりを書かせていただいているということでございます。

10 ページ、地域子ども・子育て支援事業、こちらは市町村事業でもう少しきめ細かな事業でございますけれども、この点につきまして10 ページの一番下でございますが、きめ細かな事業がお互いに連携をして切れ目なく支援をするという視点が大切だという御意見が先般ございましたので、そのくだりを加筆しているということでございます。

12 ページ、育休明けの円滑な利用の確保の部分でございます。この部分につきましても、おおむねこういった方向かなということで文言を整えてございます。書きぶり自体は先般の資料と大きくは変わってございません。

13 ページの下の方でございます。ワーク・ライフ・バランスの関係につきまして、特に長時間労働の関係は総論ではなく、具体的な実行段階だという御意見がございましたので、そういったくだりを加筆しております。

14 ページ、都道府県計画の区域設定の話でございます。この点につきましても全施設事業共通のエリアということもありますし、現行の利用状況に即して分けて設定をするという形もオーケーだということで、これは柔軟なやり方が可能だという御意見が多かったと思いますので、そのような形で整理をしております。

18 ページからの需給調整の部分でございます。この点につきましては、前回初めて資料をお示しをしておりますが、まだ御意見は収れんしておりませんので、複数案提示のまま前回出た意見を加筆するという形にしてございます。

前回出された御意見については20 ページ、21 ページにかけて加筆をしておりますが、20 ページの部分は〈1〉の論点は施設整備を複数年かけて行っている途上に、計画になかった施設が入ってきた場合の取り扱いでございます。この場合につきましても円滑な整備ということに配慮すべきだという御意見と、むしろ待っている方がいらっしゃるので早くという御意見の双方がございましたので、そこを併記しております。

また、認定子ども園化、これは幼稚園あるいは保育所から両方の動きがありますが、こちらにつきましても両論の併記という形にしております。出されました御意見については21 ページに沿っておりますので、御参照ください。22 ページ以降は特に加筆はしておりませんで、引き続きの御意見をお願いしたいと思います。

25 ページ、人材確保、資質向上の関係でございます。これは都道府県計画の必須記載事項になっておりますけれども、この点についてはあわせて幼稚園教諭、保育士等の具体的な必要見込み人数と確保方策について御記載いただくということで書かせていただいております。

26 ページ、広域調整の関係でございます。これも従来から具体的なイメージを後ろに添えてご覧をいただいておりますけれども、この仕組みは実施主体が市町村でございますので、まずは市町村の計画をつくっていただき、それを必要であれば近隣の市町村と御調整をいただき、それで整わない場合などに都道府県による広域調整という順番で行使してはどうかということでございます。

27 ページの長時間労働の話は、先ほどと同じでございます。

29 ページのくだりも同じでございます、両方大事ですよということ。父親の育児参加の関係についても加筆をしております。

30 ページにまいりますと、PDCA のくだりがございます。計画は一旦つくっても、その後の実施段階に移りますと、どうしても実態とのずれが生じますので、点検、評価、改善、PDCA ということが重要だろうと思っております、そのくだりについて文言を加筆させていただいております。ざっとこんな点を加筆いたしましたのが資料 1 - 3 でございます。

資料 1 - 4、利用希望の把握について、別添の調査票のイメージでございます。これは時間の都合もございますので詳細には申し上げませんが、前回、秋田委員から、言葉遣い、並びが十分でない、あるいはご覧になった方から見たときにふさわしい言葉になっているのかどうか。そこを整理すべきだという御意見もございました。世話、預かる、保育、教育等々でございます。この点につきましては、できるだけそういった誤解がないような言葉遣いに統一をしたいということでございます。

一部の項目のみ反映したものがほかで反映されていないという当方のミスのようなものもありましたので、その点もあわせて修正をしております。

また、父親の育児参加の観点からの要望の配慮といったものも行っておりますし、育児休業や短時間勤務に関しましては、選択肢を増やしたり、社内制度との関係を明確にする等々の加筆を加えております。

これにつきましても今回はまだ議論の途上でございますし、今日も御議論をいただいた上で、次回については、できれば市町村の皆様から御要望の違い、この項目について必須はこれ、任意はこれという区分けも御提示をするように準備をしていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

基本指針について一とおりの御説明をいただきました。ただいまの御説明についての御意見等を頂戴したいと思います。挙手をお願いします。

まず、菅家委員から。

○菅家委員 前回欠席いたしまして、申しわけございませんでした。

何点か申し上げたいと思いますが、1つは質の高い、あるいは質の確保といった表現が随所に盛り込まれておりまして、このことは大変重要なことだろうと思っております。そのことは評価いたします。ただ、この質の高いということを単にお題目に終わらせてはいけないと思っております、そういう意味では、質の高さ、あるいは質の高いということについて、ある程度定義といいましようか、考え方を書き加えたほうが良いと思っております。

質の高い保育、教育ということにつきましては、もちろん受け手の満足ということもあるわけですが、担い手の満足ということもやはり重要な論点だろうと思っております、具体的には労働条件や労働環境といった点について、担い手側の満足といったような観点からの定義も必要だろうと考えているところです。

2 点目であります。これは具体的には記述はないわけですが、市町村の直営の教育施

設あるいは保育施設の位置づけといたしましうか、役割といたしましうか、それについて記載があってもいいのではないかと考えております。直営の施設でありますので、言ってみれば行政機関の一部ということでもありますから、他の施設、例えば児童相談所、福祉事務所、保健所といった関連する行政機関との連携を図りながら、地域の子育てセンターとしての基幹的な役割を担っていくことが当然期待されていいわけでありまして、そのことの記載があってもいいのではないかと考えています。

3点目であります。これは保育の必要性の認定のところでの議論が中心になるわけですが、長時間と短時間の区分についてであります。余りこのことを強調いたしますと、保育・教育を必要とする子どもがサービスから排除されるという硬直的な影響も十分想定されるわけですし、できるだけこの辺は柔軟に扱えるような対応が必要なのではないかと基本的には考えております。また後ほど意見を述べたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

事務局から直接お答えいただく質問ではないと思うので、こちらで検討をさせていただきたいと思います。

それでは、尾身委員。

○尾身委員 子ども・子育て支援策を総合的に推進するに当たりまして、限られた財源でいかに効率的に進めていき、子どもたちの健やかな育ちが持続的に支援できる制度とするかということが大変重要だと考えております。本会議でもこのような考え方に至って検討、実現していただくよう、制度運営のための費用負担者の立場から、基本指針について意見を申し述べさせていただきます。

子ども・子育て支援事業の検証におきましては、事業のフルコスト、すなわち費用対効果についての検証を行うことを基本指針にぜひ明記していただきたいと思います。特に国、自治体、事業主、個々の事業主体がフルコストで、それぞれの事業に費用をかけているのか、それは適正なコストなのかという点につきましての検証を行うことを盛り込んでいただきたいと思います。

また、同様の観点から市町村や都道府県の子ども・子育て支援事業計画記載事項の中の必須記載事項につきましても、学校教育、保育の実施にあたり要した各費用、(市町村単独負担分、都道府県の広域調整を含めたフルコスト)を盛り込んでいただきたいと考えております。

以上でございます。

○無藤会長 大事なポイントをありがとうございました。

それでは、柏女委員、お願いします。

○柏女委員 ありがとうございます。淑徳大学の柏女です。

私のほうからは先ほどお話がありました、子育て支援の意義というところで、全ての子どもを対象にするという記載が随所に見られたことを受けて、基本指針の主な記載事項について6点申し上げたいと思います。

1点目は、この意義(資料1-2)の10ページのところに、子どもは地域コミュニティの中

で育まれるべきだということが書かれております。それは本当にそのとおりだと思います。その中核となる児童館あるいは放課後子ども教室等々について、つまり地域の中で子どもたちが育っていく、その拠点である児童館あるいは放課後子ども教室等について記載をしていくことが大事なのではないかということが1点目です。

2点目は、この主な記載事項（資料1-3）の10ページですが、ここに放課後児童健全育成事業のことが書かれておりますけれども、この放課後児童健全育成事業について「幅広く放課後の居場所を聞く方法により、利用希望を把握することが必要」だということがありますので、この調査票の中に児童館あるいは放課後子ども教室といったことが記載されていくことが大事なのではないかと思います。これは関連しての2点目ということになります。

3点目は13ページですが、ここに「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携」ということが記載されておりますけれども、ここで児童虐待防止対策の充実ということが書かれております。

これについては委員提出資料の3ページ、4ページ、5ページに意見を出させていただいておりますが、その中の虐待防止対策、子ども虐待防止に関する事項が4ページにございます。ここについての配慮をお願いしたいと思います。

また、ここでは社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会等における議論を踏まえてという形になっております。専門委員会の議論は踏まえることが大事だと思いますが、それ以外に「等」の中に子ども虐待の死亡事例検証委員会の報告、この中には市町村が行うべき児童虐待防止対策についての貴重な提言が載っておりますので、それも参考にさせていただければと思います。

あわせて、障がい者制度改革推進会議あるいは厚生労働省に設置された総合福祉部会の中で障害児支援のあり方についての報告も出しておりますので、それについても御配慮をお願いしたいと思います。

4点目は16ページです。ここになるのかどうかわかりませんが、都道府県の役割として、量の見込みを考えていく際には、認可外保育施設を利用している方が今は20万人ほどいらっしゃると思いますので、この認可外保育施設についての認可基準への到達支援ということを明確に記載していくことが大事だろうと思います。

5点目は17ページあるいは21ページのところです。特に21ページですけれども、認定子ども園に移行する場合の需給調整をどうするかという点です。これについては基本的にこの改革の趣旨から言えば、利用者の利便性ということを考えても幼保連携型認定こども園を推進していけるような、そこに収束していけるような需給調整という考え方を基本にすべきではないかと思います。

6点目、最後になりますけれども、25ページあるいは28ページ、子どもに関する専門的な知識及び技術を必要とする事項という点で、私の意見書の3ページ、4ページ、5ページのところで総括的に意見を提出させていただいております。

まず、社会的養護については、都道府県家庭的養護推進計画を策定する形になっておりますので、これの基本指針への記載ということが大事だろうと。また、社会的養護のもとを築立つ

子どもの自立支援についてフォローアップ調査を実施のうえ、数値目標等を設置していくことができないだろうかという提案です。

4 ページのところでは、子ども虐待防止に関する事項を明確に書き込むべきだと。さらに障害児支援については障害児童の地域生活支援の進展について、特に施設型給付対象施設における障害児童の受け入れ強化と保育所等訪問支援事業との連携の強化。こうした点についての配慮が必要であるかと思えます。

また、障害児入所施設については家庭的養護や地域化を進展していくこと。さらに医療現場にも保育を必要としている子どもたちが大勢入院したりしておりますので、その子どもたちの保育、療育支援及び家族支援をしっかりと配慮していくこと。こうした点が全ての子どもを対象にしていく上で大事なことと思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。それぞれのポイントをできる限り反映するようにいたしたいと思えます。

それでは、吉原委員。

○吉原委員 吉原でございます。

市町村の子ども・子育て支援事業計画を作成する際の利用希望の把握は極めて重要だと考えております。その意味で本日の委員提出資料も出ささせていただいたところですが、2点補足をさせていただきます。

1 点目は、放課後児童クラブにおいては、利用希望の把握の際の対象の年齢ですが、身近な課題としてとらえられる5歳以上とすることが妥当であると考えております。また、現在利用している低学年の小学生の利用希望についても把握することと同時に、さらに保護者のみならず、子ども自身の意向、意思表示を把握する工夫、機会も重要であると考えております。

2 点目ですけれども、この調査に当たって利用料、利用負担の情報は大変大きなファクターであろうと考えております。そこで一定の利用料といったものがどの程度であるのか。目安となるような額を例示させるといった仕組みも必要であろうと思えますし、調査票への配慮もお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

次は、吉田委員。

○吉田委員 ファザーリング・ジャパンの吉田です。

意義のところですが、先般、子どもの貧困対策法が議員立法で成立したということなので、そこら辺との連携をどう図っていくのかということや、時間的などころで難しいのかもしれませんが、入れていくべきではないかと思えます。

もう一つは、格差の問題もありますので、その問題をいかにクリアにしていくかということも大事かと。子どもを産み育てる権利というのは、年収のいかに問わず達成されるべき問題だと思えますので、そこら辺を記述として盛り込めないかということですが。

もう一点は、ひとり親の対策ということで、ひとり親の支援をしていくとともに、ひとり親

にならないようにするというか、未然防止をしていくという観点も非常に大事だと思います。そこから子どもが当然過酷な状況におかれなくても済むということにもなりますし、そのためにはその観点も重要かと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、宮下委員。

○宮下委員 全国幼児教育研究会の宮下でございます。

資料1-3の3ページに質の確保・向上を図ることが重要とありますが、その中で「幼稚園教諭・保育士等の研修の充実等による資質・能力の向上」という項があります。これはとても大事なことだと思いますし、私どもも先般からそのことは訴えておりますけれども、もう一つ、質の高い保育を保障するためには、幼稚園教諭あるいは保育士1人に対する幼児の適正な数、1クラスの数等を検討して、一人一人の子どもの発達に応じた保育ができるような体制づくりを見直すことも必要ではないかと考えております。

○無藤会長 ありがとうございます。

北條委員、お願いします。

○北條委員 初めに、子ども・子育て支援法と認定子ども園法の一部改正につきましては、大変大きな疑問を持っているということで、幼稚園、保育所、認定こども園にかかる部分については急がないでいただきたい。全体が同意できるところから手をつけていただきたいということを二度申し上げておりますが、もう一回申し上げたいと思います。ぜひ急がないでいただきたいと思います。

その上で本会議は子ども・子育て会議ということですので、第1回に伺えばよかったのですが、ここで扱う子どもの定義を一つしていただきたいと思います。児童福祉法上は18歳、あるいは児童手当は15歳まで、学童保育については今回12歳までを視野に入れる。それ以外の部分については小学校入学前と、いろいろな年齢のくくりがあって、それが混在しておりますので、どこまでを守備範囲にするかということを明確にしていきたいと思います。

次に、質の高い教育と保育の量的にも確保するというございます。ニーズ調査との関連あるいは地方の計画との関連であります。質の高さを担保していくこととともに、量的確保が問題になるわけで、ここまで承っておりますと量的確保が全て保育の量的確保に収れんしているように思われます。これは私は大変間違いだと思います。教育の量的確保という観点はどうしてないのか。

例えばこの部分がそうだというわけではないのですが、8ページにイメージ図があるわけです。子どもをここでは3種類に分類しているわけでありましてけれども、ほかの資料では子どもは4種類です。

○無藤会長 資料は幾つですか。

○北條委員 失礼しました。資料1-3の8ページのイメージ図であります。私は1号、2号、3号という言い方をいいとは思いませんけれども、4つに区分しないと子ども全てを網羅することにはならない。その上で3-5歳が「教育のみ」、3-5歳が「保育の必要性あり」。3-

5歳で教育の必要性はないのかという疑問が出てまいりますので、ここら辺は書き方を御検討いただきたいと思えます。

0-2歳につきましては「保育の必要性なし」だけが書かれておりますけれども、「保育の必要性あり」ですね。これは単なる間違いだと思えますが、「保育の必要性なし」をぜひ入れていただきたい。だから、これは消さないでくださいね。このままとっておいていただいて、前回申しましたが、そうすると0-2歳のところで8割を超えるわけです。0歳児に至っては9割を超えるわけですから、このところが給付の対象にならない公平な扱いを受けない。これは幾らなんでもおかしいわけです。

ですから、1号、2号、3号、4号という分類をもしするのであれば、そこで公平な処遇をする。公的補助の公平性を明記していただきたいと思えます。

先ほどの教育の量的確保という観点からいきますと、日本国じゅうを3-5歳にかかるところで、どこをとっても教育の量的確保が不可能なはずです。そのことにどう対応するのか。今回の法では教育と保育を厳密に定義しているわけですから、教育の量的必要性ということになれば、幼稚園と幼保連携型認定こども園以外は対象ではないということになりますから、そうすると日本国じゅう、教育が量的に不足するということになります。この点をしっかり解決するようにお願いをしたいと思います。

先ほど尾身先生がコストのことをしっかり公表しろとおっしゃいました。私もそのとおりだと思います。国基準だけではなくて、市町村レベルでのコストをしっかり公表していただきたいと思えます。そうしますと先ほどの話ですけれども、0-2歳で保育の必要性がないお子さんを育てる御家庭がいかに関心するかの犠牲、喜びもあるのですから犠牲ということはないですね。公的な補助の不公平さの中で頑張っておられるかということがよくわかるわけです。

一例でありますけれども、都市部、首都圏であれば、0歳児保育は年間500万とか600万かかっているわけです。それを受けている方は税金の対象ではないわけです。しかも所得制限は大変緩くて、1,000万、2,000万という御家庭でもこの対象になる。福祉である以上、所得制限はもっとしっかり設けていただく必要があると思えます。

待機児童問題について何か所かで触れておられますけれども、2つあります。1つは、やはり育休3年とセットなのだと。セットであれば待機児童問題は29年度に解決すると思えます。ぜひその方向でしっかり3年間の育休推進ということを入れていただきたい。これをやらないと解決しませんよ。サービスをどんどん供給すれば需要がふえるだけです。今までと同じ誤りを繰り返すことになります。当然、国としては国の姿勢、労働基準法の改正あるいは労働基準法の運用ということによってしっかり姿勢を示していただきたいと思えます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、高尾委員。

○高尾委員 前回まで出席できませんで、すみませんでした。

もう意見をいろいろと言われていると思えますけれども、資料1-3の6-7ページにかけて、量の見込み、必要利用定数をどのような単位で設定するかということですが、計画的に保

育関係を整備するためには量の見込みを仔細に設定する必要があると考えております。年齢区分については、やはりより細かい区分ということで1歳刻みで設定すべきと考えます。特に0歳児につきましては、認定区分では0-2歳児保育の必要ありとされておりますけれども、1歳児、2歳児と比べて保育士の加配あるいは設備の基準を厚くする必要があることに加え、的確に住民のニーズに応えたサービスを提供するという意味でも重要だと考えます。

さらに19ページ、20ページのところで計画的な施設整備の必要性を重視しますと、教育あるいは保育の施設の完成を待つことで、待機児童を放置するという事態が生じる可能性があると思います。保護者の視点に立てば、需要への機動的な対応を重視するために、できるだけ早期に待機児童を解消すべきと考えます。

既に議論をされたかと思っておりますけれども、経団連の立場として発言させていただきました。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、橋原委員。

○橋原委員 私のほうからは、2点御質問をさせていただきたいと存じます。

1点目は、前回の資料1-2、需給調査への取り扱いです。21ページの6-1のところで計画の確保方策として定めたもの以外の施設から認可申請があった場合の需給調整をどう取り扱うかというところですが、この件につきましては地方自治体の裁量に委ねることがベストかと思っております。

ただし、全てを自治体任せにした場合におきましては、例えば割り込み案件も認可するとしたら、自治体自体の計画的な整備に支障を来すことも考えられますことから、最低限の全国的な共通ルール。国としてのガイドラインを持っていただくことも必要ではないかと思っております。

これから到来するでありましょう、少子化の進展を考慮に入れた上で現行の保育所、幼稚園の安定的な運営が阻害されることのないような制度を構築していただければと思っております。

もう一点は、今回の資料2の8ページ以降です。前回の資料におきましては3でした。保育の必要性の認定、区分、保育必要量についてのところです。

○無藤会長 資料番号の幾つですか。

○橋原委員 今回の資料でいきますと、資料2です。

○無藤会長 次の議題なので、そこで発言していただけますか。済みません。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

本日いただきました資料1-3につきまして、大きく2点発言いたします。そして、最後に別添の調査票についても一言申し上げたいと思います。

資料1-3の3ページに改めまして「障害児など特別な支援が必要な子どもが円滑に幼児期の学校教育・保育等を利用できるようにするための配慮が必要」と明記されたこと。続けて、「市町村・都道府県及び国は、教育・保育施設の自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善の取組の促進に必要な支援を実施」と書かれたことは、量と質の確保の両面を幅広い子どもたちのために進めていく上で重要な記述でございまして、この付加については大いに

賛同し、各自治体でこのような観点からまとめていくことを期待したいと思います。

次に、資料1-3の3ページの二に「子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・協働」とあり、特に「市町村相互間、市町村と都道府県の連携・協働」ということが明記されていますが、そこでこの国と都道府県及び市町村の連携強化について、国と東京都の事例に基づきまして発言をさせていただきます。

これまで私自身は全国市長会の代表として、都市部のみならず、中山間地の自治体がそれぞれの地域性に配慮した取り組みが必要であり、それができるような指針でなければいけないという立場で発言をしてまいりました。国と都道府県、そして基礎自治体である市町村の子ども・子育て支援新制度についての連携強化の必要性について、改めて強調するとともに、今回は議論の一定の進展を受けて、主要論点の1つであります待機児童解消を主として担っている東京都の取り組みについて触れてみたいと思います。

東京都については都市型保育ニーズへの対応とサービスの質の向上を目指して、平成13年度から都独自の認証基準による「認証保育所」を開設しています。延長保育や0歳児保育など大都市特有の多様なニーズに応えるために、「13時間の開所」、「0歳児保育」の実施を義務づけ、待機児童解消には大きく貢献しています。13時間という開所時間が特に注目されていますけれども、これは通勤時間を考慮した延長保育。そして、それまで認可保育所が十分対応できてこなかったニーズに対応するもので、既存の認可保育所にも一定の改革を促すものだったとも言えます。

また、面積基準や職員配置基準の低い地方単独施設、いわゆる旧保育室や当時問題となったベビーホテルなどの保育水準の向上にも効果をもたらしたと思います。利用者からも一定の評価を得ています。働き方の改革、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが基本にあることはもちろんですが、10年以上が経過いたしまして、横浜市の取り組み、横浜保育室と同様、地方独自の認証施設でございますので、これをどのように新制度に移行させていくかが都市自治体の大きな課題となっております。

したがって、待機児童解消に大きく寄与している約700カ所の認証保育所が新制度の給付対象としてしっかり位置づけられるよう、国、厚生労働省と東京都が既に協議も開始されていると聞いていますけれども、やはり国と都道府県と市町村とがこうしたこれまでの取り組みを子ども・子育て支援新制度にどう適切に移行させていくかということは大事なポイントだと思います。新制度移行に向けて、三鷹市を含む区市町村は東京都と連絡会議を立ち上げるということで、東京都の福祉保健局のほうからの呼びかけが始まっています。恐らく各道府県においても同じような動きが加速化されると思います。

したがって、私としましては、現時点での取り組みの中で進められているものを国と都道府県及び市町村との計画における連携強化の記述を内実化するために、今このプロセスにおいて、私も委員として出させていただきますが、さらにコミュニケーション、情報共有を強めていく責務を感じているところです。

関連いたしまして、この資料の1-3の9ページには、「市町村計画では待機児童解消加速化プランにより保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す」と記述

されているとともに、都道府県計画においても16ページに「待機児童解消加速化プラン」との関連性が書かれています。実は待機児童解消加速化プランは、今まさに取り組もうとしている問題です。

子ども・子育て支援新制度が施行されるときまでのちょうどはさまを埋める仕組みなのですが、そこで乖離が生じてはいけませんので、この加速化プランに示されている特に「地域型給付の小規模保育」の施設については、今これから考えられる基準、そして、子ども・子育て支援新制度施行のときに乖離が生じないように、文字どおり加速化して基準を定めていただく必要性がありますので、よろしくお願いします。

最後に別添の調査票について申し上げます。この間、細部に気配りがなされまして、かなり完成に近づいてきたと思っています。本当にこのまま市民の方にお願ひできれば問題はないのですが、三鷹市でも参加させていただいた先行調査、いわゆるプレニーズ調査の結果では、実はかなりのボリュームがあるせいか、次世代育成支援行動計画策定時のニーズ調査と比較して回収率が下がりました。项目的には多くのことをお聞きしたいのは確かですが、ここでお願いでございます。

回収率が低くではニーズを正確に把握できることに不安もありますので、三鷹市もそうですが、かなりの市町村ではすでに準備に取りかかっておりますので、質問の追加を検討しているところもあるでしょうし、反対にもう少し絞り込みたいと考えているところもあると思いますので、設問の意図や調査項目のうち、国として「必須項目」としたい点を絞り込んでいただくとともに、今回の計画のときにも「必須」と「任意」と少し温度差をつけていただいたように、やはり「必須」については絞り込み、「任意」については地域独自の特性、つまり中山間地であるか、中間的な都市であるか、待機児童に悩んでいる都市であるかによって濃淡がつけられますように、また質問の項目の順番についても当然のことながら、工夫を自治体はできると思いますので、そのような必須項目は少なくとも明らかにしていくということについての最終的な検討をしていただければと思います。

以上、自治体の立場から申し上げましたが、何よりも量を把握する中に質の問題が隠れておりますので、それは基礎自治体がかかりと量的調査、数値の調査から読み込んで具体的な取り組みをしていけるということについては、一定の御信頼をいただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。その方向で検討いたします。

では、奥山委員。

○奥山委員 簡潔に2点ほどお話をしたいと思います。

まず、資料1-2の1ページです。1ページの今回追加で入れた第2回会議での委員の意見を踏まえた、「住み慣れた地域において、すべての子どもに対し」という文言があつて、このとおりだとは思いますが、乳幼児の子育て家庭を見ておきますと、かなり転出入が激しいことを考えますと、住み慣れた地域ということも大事なのですが、あわせて全国どこに住んでもというような、たまたまそこに転入されて住んでいたとしても、そこが保障されるということも大事ではないかと思いましたので、文脈上において、この文言が必要かどうかも含め

て御検討をいただければと思っております。

資料1-3の10ページでございます。今、清原委員からも御意見があったように、量的な把握ということに関して言うと、地域子ども・子育て支援事業のところは量の見込みが明らかに出てくるものと出にくいものがあるなど感じております。そういったことで言うと、保育の必要量の量的把握が大事であることは十分承知はしているのですが、なかなか言葉にできない保護者のニーズや困りごとですね。そういったことを丁寧に拾うためにも、こういった量的調査とともに、ぜひ自治体の皆様には当事者のヒアリングのようなものも、あわせて実施してほしいというようなこともお伝えいただけないかというのが意見です。

以上、2点でした。

○無藤会長 ありがとうございます。

味元委員、お願いします。

○味元代理人 高知県の味元でございます。知事会の代表として委員に入れていただいておりますが、代理出席ということで御容赦をいただきたいと存じます。

この基本指針につきましては、今後、市町村、都道府県が策定に取り組みます計画の骨子と骨格となるものでございますから、全国知事会の中におきましても、次世代育成支援対策PT内でさまざまな議論が行われているところでございます。

今回は前回の第2回会議で御提示をいただきました資料に対しまして、知事会のほうで照会をかけまして、それを取りまとめましたものを委員提出資料として出させていただいております。この1~2ページにかかわるものでございます。

この詳細につきましては内容が多岐にもわたりますので、説明は省かせていただきたいと存じますけれども、一言申し上げてこいということと言われましたのは、その1ページの一番上の基本的な考え方に記載をさせていただいております。子育てを取り巻く環境と申しますのは、地域ごとに多様化をしております。多くの待機児童を抱えておられる地域。あるいは子どもの数が年々減少し続けている地域。それぞれ求められる対策はおのずと違ってまいります。

そうしたことから、それぞれの地域の実情に柔軟に対応していくことができるような可能な限り弾力性を持った柔軟な仕組みとしていただきたい。そういったことが基本でございます。こういう方向感で御議論をいただければということをご希望いたしますので、どうかよろしくお願いたします。

○無藤会長 ありがとうございます。資料は詳細に読ませていただきます。

榊原委員、お願いします。

○榊原委員 ありがとうございます。3点申し上げたいと思います。意見書を提出させていただいているので、重なることをくどくど言うのは時間の無駄だと思うので、そこに書かせていただいていることがまず2つあります。

1つは、社会的養護についても量の拡大だけではなく、ケアの質、教育の質を上げていく。そういう方向性を明記させていただきたいと思っております。子ども・子育て支援充実の7,000億の中から社会的養護にも200億を配分しようということになったのは画期的なのですけれども、そこで何をしていくのかということは、そこに書いてあるようなことをぜひやっていただ

きたい。

例えば児童養護施設にいるような子どもたちは、幼稚園に通う費用を認めていただいたのはほんの2年前からです。保育に預かっているから、施設にいれば保育士がいるからということから、幼稚園に通う費用さえ日本の国では認められていなかった。そういった子どもたちにもきちんと質の高い育ちの環境を保障することをぜひこの子ども・子育て支援新制度の中で入れていっていただきたいと思っております。

関連ですけれども、社会的養護がなぜこれほど日本では遅れていたのかと考えると、子どもたちの育ちの保障、保護の責任は親にあるということが非常に言われている。それはそのとおりですけれども、その点ばかりが強調され、その責任ばかりが追求される陰で、実はそこからこぼれた子どもたちをどうするのかということについての思考停止があったのではないかと考えています。

その関連で言いますと、資料1-2の7ページの「子育てに関する理念と子育て支援の意義」の一番最初の黒ボツに、「父母その他の保護者は子育てについての第一義的責任を有する」ということが明記されています。そのことについて否定する方は少ないと思いますし、そのとおりではあるのですけれども、保護する大人の存在が大切であるということをこういうふうに強調するならば、そうした大人に恵まれなかった子どもたちについての保護のあり方をどうするのかということも、これに続くぐらいの位置づけで一方というような感じで言及する必要があるのではないかと。その子たちの養育については社会に責任があるのだということを何らかの表現で入れていく必要がある。ここの共通認識がこれまで薄かったという反省を込めて、ぜひその言及も加えていただきたいと思っています。

3点目です。先ほど北條委員から認定こども園にはまだ疑問があると、余り急がないほうがいいのではないかと御意見がありました。私はこれまでの取材の中でも、尊敬する教育者として北條委員からもいろいろなお話を伺ってきました。大変いろいろな勉強をさせていただいています。その尊敬する方にまるで口答えをするようで恐る恐る言わざるを得ないのですけれども、実は特に大震災があって以降、被災地に何度も取材に行きました。その中で私立幼稚園も保育園もどんな状況に置かれているのかということを実地の人たちから聞いてきました。

実は北條先生から教えていただいたことですが、私立幼稚園は都道府県とつながっていて、市町村とつながっていなかったのが、震災後の大変な状況の中で自治体の支援から取り残されているということを指摘されて、本当にそのとおりでした。これはあってはいけないこと。つまり、新制度の中で市町村があまねく地域の子どもたちの施設、全ての子どもたちとつながるといふ今度の制度の意義がこの被災地の体験の中からもわかるような気がしています。

そういった被災地の体験は実は人口減少や限界集落の広がり、子ども人口の減少というような、かつて私たちが経験をしたことがなかったような大きな変化がこれから日本で広がっていく。そういった想像もできないような大きな変化を被災地の人たちの集中的な災害というものは、ある種、先取りして見せてくれた面があると思います。

例えば現地の民間保育園、認可保育所に取材をさせていただきましたら、これまでは保育園でやってきたと。私たちが所属する保育団体は実は当時議論されていた総合こども園には反対

であると。だけれども、子どもたちの今、置かれている現状を見ると、もう親も仕事がある、ないで大変、どこに住むかで大変、遊び場もなくなった、一緒に遊ぶ子どもも減っている。もう全ての子どもの施設がフル装備の教育も保育も提供していくような施設に変わらざるを得ない。だから、私たちは建て直すときには認定こども園を目指さざるを得ないと伺っていて、実はそのうちの1つの保育園が明日、めでたく開所式を迎えられるということで私は釜石市に伺うつもりです。

被災地で経験されていることは、これからもう少し緩やかな形で日本全国で広がっていくことだろうと思っています。20世紀の常識で子どもたちの環境をどう考えるのかということに余り拘束されずに、ただ一方で、もちろん幼稚園は幼稚園のまま、保育園は保育園のままというあり方がきちんとキープされたほうがいいところもあると思います。その人たちにはその独自のあり方を認めつつも、日本の多くの子どもたちがこれから想像できないような環境変化にさらされていく中で、私たちはどういったような環境を提供していくべきかという考え方に立てば、そういった事態への備えとして、認定こども園を支援していくということのある種、合意としたほうがいいのではないかと考えるようになりました。できたら、その認定こども園を支援するというような記述も入れていきたいなと思っています。

もう一つは、ここではこれ以上は言いませんけれども、産前産後からの切れ目ない支援ということも基本指針において明記していただきたい。そこが非常に日本の子育て支援の中では弱いと思っていますので、その点もよろしく願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

北條委員、どうぞ。

○北條委員 榊原さんが今おっしゃったことは全部、初めから終わりまで賛成でございます。認定こども園については現行法の中でそもそも行かれた保育所は認定こども園になっているわけですから、この使い勝手をもっとよくすれば、十分認定こども園の推進にはなる。したがって、榊原さんの今の御発言は100%賛成でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員

今日改めて説明を受けました基本指針の支援の意義や計画策定の指針についてであります。まず基本指針の記載事項の支援の意義について、これは過去において法案を策定する際にワーキング等で議論してきたわけでありましたが、基本制度要綱案の議論において相当それぞれのワーキングで議論し、それが中間まとめ、もしくは最終的なまとめとして法案に反映されてきたと私は理解しております。

また、子ども・子育てに関するいろいろな考え方、理論、方向性等については、学校教育法、児童福祉法等、いろいろな現行法の中にちょっと形は変えているのですけれども、それぞれの分野のことについて書き込まれているのです。それらを今、新しい三法の中でどう設計として持ち込んでいくかということについて、この場での意見を求められていると理解しているわけですが、さまざまな立場の方々の意見を踏まえて、これまで反映されてきていると私は

理解しております。正直なところ、我々はこの法案の実施主体となる立場にあるわけですから、基本的な考え方とか方向性については、もうある程度は出し尽くしているのではなかろうかという理解であります。

ですから、やはりある程度この辺でまとめ上げて、これまで意見を申し上げてきたことを整理しながら、対比してみる必要があるのではなかろうかと考えます。そのことによって、また新たな視点も出るかも知れませんが、ほとんどが現行法と類似しているのではなかろうかと感じておりますので、子ども・子育て支援の意義等についてはそろそろまとめ上げていただいてもいいのかなと思います。

計画策定時の指針については、市町村計画として必須または任意の記載事項が定められている。それに対して皆様方の意見があり、ある程度幅を広げた形の中で基本的な要件を定めるようにまとめ上げてきているわけであります。計画の策定ですから、正直なことを言えば、求めようと言え切れないです。ですから、ある程度のところできちんと制限をしながら対応をすることも必要なのかなと私は考えます。

先ほど知事会から、策定するにしても、待機児童においても地域ごとに多様な現状があるわけでありますので、それらを踏まえながら、やはり柔軟な形で計画の策定をする必要があると思います。そういうことを考えた場合に当然のことながら、先ほど申し上げたような必須記載、または任意記載の範囲もある程度のところでとどめながら、対応をしていただくことが大事なのではなかろうかと思えます。

もう一つ、黒田室長から簡単に説明があったわけですがけれども、市町村の事業計画策定時の利用希望の把握方法について、ニーズに合った計画策定をすることは重要です。保護者の働き方はこの議論でもいろいろと言われておりますように、実にさまざまです。それを全て把握しようとするれば、調査項目が多様になって非常に複雑になってしまう。そうすると保護者が回答するときに非常にわかりづらくなるのではなかろうか。

また、そのことが逆に言えば、精神的な負担という過言かもしれないですが、そういうことにもなりはしないかと。国として示すひな形はできる限り、そういう意味から絞り込んで、どのような内容にするかは地域の実態を踏まえて立てていただいて、市町村が選択しながら、自分の町や村の事情、または置かれている施設環境といいますか、そういう実態に合わせた形でニーズ調査をすることとしたほうがいいのではないかと考えます。よろしく申し上げます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、秋田委員。

○秋田委員 3点申し上げたいと思います。

まず最初に、調査票のワーディングについて前回お願いしまして、いろいろな工夫をいただき大幅に改善していただいて、こうした調査票ができ上がったということは大変ありがたいと思っております。しかし、後で意見が清原委員からもありましたように、かえって量が多いのではないかという難しさはありますけれども、先ほど清原委員が言われたように、各自治体が必

要な部分を把握して選ぶようにしていく形にしていければよいのではないかと思います。

資料1-2の子ども・子育て支援の意義のところ、9ページの部分でございます。今回赤字になっておまして、幼児期の教育に際して小学校教育との連携接続の配慮ということが書かれていることは「留意」だけではなく、「十分配慮」とするのが極めて重要なことだと思っておりますが、子ども・子育て支援新制度の中では、一方で働いている親の子どもたちのための放課後の健全育成ということで児童クラブということも議論になっております。単純に保育所・幼稚園から小学校教育への連携だけではなく、地域での放課後の児童クラブとの連携も、子どもたちが居場所を設けて連続した生活を行っていくというところで大切ですので一言何らかの形で入れていただくことが可能であれば、ありがたいと思っております。

また、この資料1-2の2つ目のところですけれども、今回、資料1-3の3ページにおいて、市町村、都道府県、国が自己評価や関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善の取り組みの促進に必要な支援を実施ということが書かれました。それと対応する形でこの支援の意義ということに記載するとすれば、資料1-2の9ページで、全ての子どもの健やかな育ちを保障していくために質の高い教育・保育・子育て支援を提供するというところの中に、いわゆる専門性の向上、環境の確保とともに、各施設並びに市町村、都道府県、国が評価改善を常に行っていくことが質の向上のために重要であるというような、その改善のサイクルというものを意義の中に書き込んでいただくことが必要ではないかと考えております。

実際には、この3ページに書かれている自己評価、関係者評価、第三者評価ということは実施されていますが、それが本当に質の向上に寄与しているのかというエビデンスは我が国にはなく、必ずしもまだ十分にこの取り組みの促進が行われていないように考えますので、この部分をぜひ意義のところに入れていただけたらと思っております。

第2点目ですけれども、資料1-3の6ページ、7ページの量の見込みのところでございます。主な意見で論点が分かれているということでお話ございました。前回、私は量の見込みを大きくくりで設定するという子ども視点からお話をしましたが、言葉が足りなかったと思っております。私は乳児期においては1歳刻みというようなところでの保育の必要性の見込み量は重要であるけれども、教育部分に当たる幼児期の部分については大きくくりであってよろしいのではないかとことを申し上げたつもりでございましたので、その部分は言葉を補足させていただきたいと考えてございます。

最後に第3点でございます。25ページで幼稚園教諭・保育士等の具体的必要見込み人数を記載してくださるということは大変ありがたいのですが、前回も申しましたが、やはりその施設整備と人に限りがございますので、その研修の具体的方策も書き込んでいただくということが、研修に出るためには人の手当が必要になりますので、その部分も書き込んでいただくことができるとありがたいと考えてございます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

荒木委員、お願いします。

○荒木委員 全国国公立幼稚園長会の荒木です。今回は欠席いたしまして、失礼いたしました。

資料に沿っていきたいと思います。資料1-2には、子育てに対する親育ちという意味のことがたくさん赤字で入っております。2ページとか7ページに赤字で新たに書き込んでいただいて、尊い営みであるというようなことが書かれたことが第一義的責任という意味の中に、その責任ばかりでなく、子育てを喜びと変えられるということ。そして、子育てはうれしいことなので、また少子化の問題でも、私の幼稚園などは兄弟が大変多いのですが、兄弟を多くしていきたいという思いになっていくかなと思います。

10ページにPTA活動とか地域のコミュニティの力ということを書き込んでいただきまして、ありがたいと思います。地域の力というものも子育てをする大きな力でありまして、特に特別な支援を必要とするお子さんなどが自立するためにも、地域全体で保護者もそこに助けられ、子どもも見守られながらインクルーシブな社会になっていくということが大事だと思いますので、このように赤字で修正していただいたことをありがたいと思っています。

資料1-3ですけれども、今ちょうと言おうと思っていたことが、秋田先生がほとんど同じような意見だったのですけれども、3ページの赤字の2つ目、評価のところですが、ここに第三者評価等を通じた運営改善の取り組みの促進に必要な支援を実施ということで、この運営改善の取り組みが教育としての評価、保育としての評価という中身のところをしっかりと進められるといいと思っています。

6ページが一番下の赤字の大きくくりですが、前回、私はここにいませんでしたので、大きくくりが3歳未満と3歳以上だと、そこは0-2のところは細かいほうがいいかなと思っておりまして、今の秋田先生の御意見と一緒にです。

8ページは保護者の就労が赤字の※で書いてありますが、利用希望を十分に踏まえた上で設定と書かれております。2号認定でも幼稚園に通っているお子さんはいると思います。そういう働いていても幼稚園に行きたいというような選び方という保護者の思いはいろいろなパターンがあると思いますので、このように利用希望を柔軟な形で受け止めていただくのがありがたいと思います。

25ページの今の人材確保の問題ですけれども、そこでは養成校と、県教委とか教育委員会等の連携というものが大事かと考えます。教育実習の実施がしっかりできていないと人材確保という面でも難しいと思いますので、その辺も意味の中に入れていただければ、ありがたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、一区切りとさせていただきますけれども、事務局から何か。

○黒田少子化対策企画室長 御指摘をありがとうございます。次回の会議に向けまして、今日各委員からいただいたお話をできるだけ反映する形で、私どもも汗をかいてみたいと思います。

北條委員から御指摘をいただきました資料の記載誤りは大変失礼をいたしました。この場をお借りしておわびを申し上げます。次回このようなことがないようにいたします。

また、先ほど委員の先生方の中から、対比して考えられるようにというお話がございましたので、記載事項の資料につきましては、これをアップデートしたものと、それをできるだけ文

章に置き換えたものを次回の会議に向けて御用意をしたいと思っています。事前に御意見をいただくと、私どもは作業がしやすいものですから、そのためのレファレンス用の資料を先生方のお手元の最後に置かせていただいておりますので、御参照をいただければと思います。

なお、そちらも先ほどの親資料と同じく誤植がございますので、後ほど正確に記したものを先生方のお手元にはお届けをしたいと思っています。どうもありがとうございます。

○無藤会長 今、最後におっしゃっていただいたのは、皆様方のお手元に意見照会用ということで資料があると思います。

○長田参事官 「次回（第4回）の子ども・子育て会議に向けた各委員への意見照会のために作成」と書いた資料がございますでしょうか。これのことです。

○無藤会長 それは今日の議論は当然踏まえていないので、前回までのところでとりあえず文章化してみたらどうだろうかということなので、当然今日の御議論を受けながら、大きく修正も必要でしょうけれども、また改めてこの段階でも読んでいただいて、次回の会議でもいいわけですが、できればその前にも事務局に意見をお寄せください。

○橋本保育課長 1点だけ補足させていただきます。先ほど清原委員のほうから、国と関係自治体との間の協働というお話をいただきました。私どもは今、待機児童解消加速化プランを推進するに当たりまして、東京都を含め、いろいろな関係自治体とのお話し合いを丁寧にさせていただいているつもりでございます。また、そういった中で先ほどの委員からの御指摘にもございました小規模保育等につきましての基準の中身を早期にという御意見も多数頂戴しているところございまして、当会議の部会等の今後の御議論の中でも、そういった点につきましての御配慮をいただければと考えているところでございます。

○無藤会長 小規模保育所はそういうことで早めに議論をどこかでしなければいけないと認識しております。

それでは、保育の必要性の認定について御説明をお願いします。

○橋本保育課長 それでは、続きまして、資料2をご覧くださいと思います。前回一度御議論をいただいたわけですが、そこでさまざまな御意見をいただきましたので、そういった点を書き加えさせていただいているところでございます。

変わった点を中心に申し上げますと、4～5ページについて、まずお聞きいただきたいと思います。保育の必要とされることの事由についての論点で、その中で同居親族による保育を受けられているという状態をどう考えるかということで複数案を提示してあるわけでございます。前回出ました御意見の中で、子どもの数が少なくなっているような地域等もあり、そういう同居親族等が保育できない場合の取り扱いを慎重に検討といった御意見をいただきました。

前回のこういった御議論も踏まえまして、検討の視点ということを書き加えてあるわけですが、新制度の中で保護者本人の事由により判断することを基本としてはどうでしょうかということ。その上で同居親族の支援を受けられる場合と受けられない場合があるわけでございますので、そういった関係をどう考えていくか。同居親族といいましても心身の状況はさまざまでございますので、そのあたりをどう考えていくか。こういったところをさらに御議論もいただければと思っているところでございます。

6 ページ、就労以外の事由につきまして、求職活動を始め、さまざまな事由があるわけですが、前回いただきました御議論の中では、保護者が保育できない状況を幅広く認定の基準にするべきという御議論、求職活動につきまして、実際の運用例を示してほしいという御議論もいただいたわけでございます。

方向といたしましては、各市町村の取り扱いの平準化、あるいは広域利用時の対応なども考慮いたしまして、こういった事由について、なるべく明記をするという方向で考えてはどうかと思っているわけですが、前回出ました実際の運用例などを見ましたところが7 ページでございます。

参考ということで、現行制度における求職活動の取り扱いについてということでございますが、A、B、C、D、Eという5つの自治体の事例をここに書かせていただきました。これをご覧いただきますと、保育の実施期限を1カ月程度ないしは3カ月程度という有期の期限として受け入れをしている例が多いのかなと思います。その際、実際に就労している場合と比較しまして、選考基準上、優先度を下げているといった事例も多いようでございます。

入所申請に当たって、どの程度のものが必要かという点につきまして、特段の証明書類を求めず後から出してくださいという事例もありますし、ハローワーク等で発行する公的な書類を出してくださいという例もありますし、特段は求めませんけれども、そういった公的な書類を出すと選考基準上、加算をしますという事例など、いろいろとあるようでございます。

実際に実施期限は1カ月とか2カ月とか3カ月とか、こういったA、B、C、Dの中で出ておりますが、期間内に必ずしも就職先が決まるとは限りません。そういった場合の対応につきまして、幾つかの自治体のほうにお尋ねをしましたところでは、個別のケースに応じた、ある程度柔軟な取り扱いをされているというふうにもお聞きしているところでございます。

8 ページ、長時間、短時間の区分といった関係のものでございます。前回いただきました御議論といたしましては、11 時間の開所時間の中で保育所が一貫した保育を提供しているのもので、そういったものが損なわれないような留意をという御意見。8 時間を超えないようにすべきという御意見。長時間、短時間といった枠の整理が利用者に不利益が生じないようにする。あるいは通勤時間等の実態も考慮したものにする。そういったさまざまな御意見をいただいているところでございますし、子どもの生活の時間を基本に検討するべきではないかといった御意見もいただきました。

検討の視点ということで9 ページに書いてございます。現行制度のもとでの市町村の実務の取り扱いということで、あるいは利用の実態ということでございます。

10～13 ページにかけまして、参考資料として書いてございますので、後ほどご覧をいただきたいと思いますが、両親とも常勤として働いておられる場合、認可保育所のほうの利用で見ると、1日当たり9時間台、10時間台といった利用者が最も多い。1日8時間台の利用者層を含めて、約87%といった実態でございますし、認可外についてもその次の星印にあるような実態でございます。

所定労働時間のほかのさまざまな休憩時間等も含めて、いろいろな時間を含めた実態ということでございますが、常用労働者の所定労働時間は1日当たり7時間以上という企業が97%、

全労働者で99%近いというところがございます。1日当たり8時間といった企業で51.9%、全労働者の44.8%といった実態でございます。1週当たり35時間以上というライン、あるいは1週当たり40時間というライン。これもここに掲げているような数字でございます。

保護者の就労状況の実情でございますけれども、こちらは参考3ということで、国民生活基礎調査を特別集計したものを後ろのほうに出しておりますので、こちらにもまたご覧をいただきたいと思っております。就業日数について見ますと、1週当たり5日以上で約99%、就業時間に関して1日当たり7時間以上で約87%でございます。1週当たり5日以上、あるいは1日当たり7時間以上ということで就業している世帯が約83%を占めております。こういった数値については、後ほどまたご覧をいただければと思っております。

17ページ、短時間の加減をどうするかという論点の2つ目のところでございます。前回いただきました御議論の中では、短時間の下限時間をしっかり定めるべき。先ほどの長い時間、短い時間の区別にもありましたような利用者の不便、不利益を生じないように、あるいは子どもの生活の時間を基本にしていくように、こういった御議論もいただいております。

このところで少し赤で書き加えてございますが、保護者の就労状況等の実情でございますけれども、現行の認可保育所の利用世帯の保護者の状況、母が非正規雇用といったところで見ますと、就業日数に関しては1週当たり4日以上、または就業時間に関しては1日当たり4時間以上というところで半数ぐらいいを占めておるということで、こちらはまた参考3をご覧くださいいただければと思っております。認可外保育施設も同様でございます。

幼稚園の利用世帯の保護者の中にも一定の就労時間の就労している方がいらっしゃいます。週当たりの労働時間が40時間以上と20～40時間、20時間未満ということで切って集計したものがこの表でございまして、それぞれの時間帯に応じまして、保育所あるいは幼稚園の利用者の比率がこのようになっておるところでございます。

20ページ、現行制度との関係をどう整理していくかということでございます。最初の○が長時間と短時間の区分を設けるということに伴います問題でございまして、新制度の施行を境に保育の利用可能な時間数が減るといことがないような、そういった措置の検討が必要ではないかということ。下限のほうの話につきましても、申請の施行を境に保育の利用ができなくなるということがないような対応。あるいは一時預かりの柔軟な活用。こういったものも含めた検討が必要かということを書かせていただいております。

21ページ、優先利用の関係でございます。こちらにつきましても前回、障害を持ったお子さんのところの御指摘をいただきまして、そういった方々が住み慣れた地域の中で支援を受けながら暮らせるようにということが必要であるという御意見。あるいは絶対的な優先か相対的な優先かということに関連いたしまして、虐待のおそれのあるケースあるいはDV等のおそれがあるケースについては絶対優先といった形をとるべきだといった御意見。あるいは高額所得者よりも低所得者を優先すべきだといった御意見がありました。

今後の検討に当たっての視点でございますけれども、特別な支援が必要な子どもの優先的な受け入れが機能するように考えていく必要があるのではないか。利用額の設定につきましても、待機児童の発生状況、事前の予測可能性等をどう考えていくか。あるいは虐待のおそれのある

ケースや特別支援の必要な子どもにつきまして、新しく今回の改正法の中で措置制度というものが設けられております。こちらをあわせて検討していく必要があるのではないかとということでございます。

22 ページ、認定方法あるいは認定後のフォローという点についてでございます。何年の有効期間にするかという問題がございまして、1つは前回御議論の中で1号認定という、いわゆる幼稚園等を利用されるお子さんの場合の認定でございますが、こちらについては有効期間を3年間、すなわち小学校の就学前までを基本としてはどうかということ。介護保険のように症状がある程度変化をしていくという仕組みでもございませぬので、保育の必要なお子さんの2号認定、3号認定につきましても、就労の場合には有効期間を基本的には3年といったもの。あるいは3号は小学校就学前までというのは誤植でございます。失礼いたしました。2号のほうでございます。その上で就労時間の就労以外の事由とか、あるいは休職などの取り扱いはどうするかという点がございまして。現況届はこういった3年間を基本とする場合には、1年に1回程度出していただくことを基本にするかといったところがあるかと思っております。

利用調整につきましては、前回特段の御議論等はございませぬでしたので、特段書き加えてございません。

今回出させていただきました資料は以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、保育の必要性の認定をめぐってということで御意見をお願いしたいと思っております。先に挙手していただけますか。

では、駒崎委員から順番に行きましょうか。

○駒崎委員 この認定に絡んで基本指針のことも包括してというような部分なので、直接、認定のみということではないのですが、資料のほうを出させていただいていることを読ませていただきたいと思います。

3点あります。1つ目は、関係者の連携・協働に関してという部分です。これは需給調整という部分にも絡むのですが、小規模保育においては連携保育所というものがあるのですが、そこの調整義務を自治体に課すことを明示していただきたいということです。

どういうことかと言いますと、小規模保育を出そうと思ったときに連携保育所を連れてきてくださいねという形で自治体から事業者と言われるのですが、事業者のほうは近くの認可保育所に連携保育所をお願いしますと頼みに行ったときに、嫌ですけれどもと言われてしまうと、そこで出せなくなるのが現状なわけです。その部分を、嫌ではなくて連携しましょうねということを自治体からきちんと課せるようにしていただきたいと思っています。

2つ目は、児童虐待防止対策の充実に関して、子ども・子育て支援法はとても素晴らしい法律ですし、これから待機児童の問題はどんどん進んでいくのだろうと思うのですが、やはり忘れてはいけないと思うのは、最も困難な状況にある子どもたちのことです。現在、日本では毎週1人、子どもが虐待によって命を奪われているという計算になります。児童相談所が頑張って保護をしてということは必要になるのですが、今は一時保護所と言われる、虐待のリスクがあるお子さんを一時的に預かる場所のなんと4割が定員を超過しているんです。それによ

って児童相談所が保護を躊躇してしまって、それが死亡事件につながっているという状況もあります。これは本当に改善しなくてははいけません。

さらにケースワーカーが人手不足で専門職採用がなされていない自治体もありまして、それは2年で異動してしまうということで、また最初から専門のスキルを醸成し直すみたいなことをしなくてはいけないということで、本当にマンパワーも不足しているし専門性も不足しているし、一時保護所も不足しているみたいな状況です。需給調整でさっき絶対ポイントで虐待の子どもたちを保育園で受けられるようにしようというのは、この一時保護所のある種、代替もできる可能性もあるという意味ではすごくいいと思いますが、待機児童の問題という観点とともに、この児童虐待防止対策の充実をぜひ、この予算からしていただきたいと思います。

最後に社会的養護の体制についてです。日本の社会的養護は施設養護がほぼ9割でして、里親委託とか特別養子縁組は非常に低い割合にとどまっています。施設養護の方々には本当に頑張っているんですけど、一方で諸外国は里親委託とか家庭で、その家庭を必要とする子どもたちを受けられるようなものを拡充してきた歴史があるわけです。子どもは家庭に近い環境で育てられるべきというところがやはりあります。ですので、施設を小さくして行って、より丁寧なふうにしていくということもそうだし、同時に里親の推進の充実も求められるわけです。

今どうしても里親に投げっぱなしになってしまって、里親を支援せずに里親がバーンアウトするみたいなことがあったりとか、あるいは特別養子縁組に関しては支援すら、ほぼないみたいな状況になっていますので、こういったところも総合的にきちんとやっていかなければいけないので、社会的養護に関しては今まで、先ほど榊原委員もおっしゃっていましたが、親がみるべきでしょうというのはそうですが、みられない状況もやはりあって、特に親を必要としているけれども、親からある種、見放されてしまったような子どもたちにも光となるような制度でなくてははいけない。そうした法律でなくてははいけないので、ここに関してもきちんと財源も含めて充実していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、橋原委員。

○橋原委員 先ほどは失礼しました。前回の会議におきましても保育の必要性について、また区分必要量について、長短時間の区分をどのように線引きしていくのかという意見につきましても、この課題は多くの意見が出されておりましたので、つい一緒に意見を述べようと思っていました。

特に保育関係者にとりましては、保育必要量の長時間、短時間の区分については、どのように設定されるのかが注目されているところであります。現行の認可保育所の就労形態別利用状況が資料の中に示されておりますが、そのことから考えますと、送迎、通勤時間を含み、長時間は11時間、短時間は8時間とすべきではないかと考えております。また、短時間区分の設置によりまして、運営に支障を来すことのないような制度を構築することが必要ではないかと考えております。

短時間につきましては、現行保育所の実質の開所時間になっている11時間に相当するところ

の運営費補助についても保障をされるべきではないかということが考えられます。また、所定外の労働時間を延長保育の対象にするのかどうかにつきましては、今後の課題として検討する必要もあるのではないかと、そのように考えているところであります。御検討のほどよろしくお願い申し上げます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

保育の必要性の認定についての3ページ目に書かれておりますように、「当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う」とあります。したがって、これまでの取り組みと新しい取り組みに移行する当分の間、市町村は利用の調整というよりも、保育あるいは学校教育を必要とする皆様と子どもたちを中心にどのように望ましい環境を保障していくかという大変大きな役割を担い続けていくこととなります。

そこで本日、保育の必要性の認定にかかる論点について、4ページ以降を整理していただきましたが、現場としても悩んでいることについて、改めて問題提起をしたいと思っております。

1点、まず5ページの「同居親族等による保育」についてです。検討に当たっての視点に「保護者本人の事由により判断することを基本としてはどうか」と書かれており、「同居親族等の支援を受けられない保護者との関係や同居親族の心身の状況」と列挙されています。これはまさに市町村の現場の声を踏まえた問題提起をいただいていると思っております。

例えば市町村の中には、同居親族といっても65歳以上についてはそれを同居親族とは考えないとしてみたり、あるいは要介護の方であったり、同居していてもむしろ6ページの就労以外の事由に挙げられますように、同居親族に対する介護のほうがむしろ課題になっているというケースなどは配慮してきた経過があります。同居親族の介護といたしましても、高齢者を介護するだけではなくて、ほかの子あるいは兄弟親族に障害者がいて、その介助が必要な場合など、同居親族がいるからといって、むしろ当該子どもの保護者にとってはそれゆえに支援が必要であるという実情など、本当にきめ細かく配慮をしなければいけないことから、本日はこのようなかなか細かい問題提起をいただいたものと認識しております。

しかしながら、公正でより中立的にしていくことも求められておりますので、6ページの検討に当たっての視点においては、「各市町村における取り扱いの平準化」であるとか、「広域利用時の対応」を考慮して、「これらの事由についてはなるべく明記する方向で検討してはどうか」とあります。私はかなり細かい列挙にはなるかと思いますが、確かに具体的な要件については一つ列挙していくのが公明正大さを出すものと思っております。

ただ、このところの判断でございますが、ニーズに同じ程度のものがあつたとしても、例えば相対的に待機児童問題が多いところでは、同じ状況でもこうした保育あるいは幼児教育の機会を享受できない地域ができます。相対的に緩やかに定数があるところでは、同じ点数であってももちろん入れるというような地域の実情によって、列挙した要件で同じような状況であっても市町村の判断においては、差が生じるということも事実でございます。

それをいかに公明正大にしつつ、そのニーズに応じて、さきの議論でありますけれども、量

的・質的確保をしていくかということと裏腹な問題でございますが、私としてはなるべく明記する方向が、先ほどの「障害のある家族への介助」等の対応も含めて有効かと思えます。

最後に、「求職活動及び就学等の取り扱い」でございます。実際に「保育に欠ける」ということだけでなく、今後、家族等が保護者として、子どもの保育養育というものをできない状況としては「求職活動及び就学」はかなり大きな比率としてあると思えます。

そこで求職活動については7ページに参考として5つの区を例にして細かく調べていただきましたように、全く現時点では柔軟にケースに応じて取り扱っているということでございます。そうであるならば、私としてはこの事柄につきましては、余り厳密に求職活動について、何らかの証明書類を頻繁に求めるのも現場としては大変困難なことがありますので、適切な現況届けをお出しいただくような形については、きちんと触れていただく必要はあるかと思えますけれども、繰り返しになりますが、個別のケースに応じた市町村の柔軟な取り扱いを少し見ていくというような段階に今あるのではないかと思えます。

私としては、ぜひ子ども・子育て支援新制度というのは従来の制度と違いまして、保育の必要性について、やはり限りなく保護者本人の事由を尊重できる仕組みにしていくかということが求められていると思えますので、それを前提としつつ、しかし、公平さ、公正さを客観的に担保する市町村のありようを国としても都道府県としても御支援をよろしくお願いします。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、尾身委員。

○尾身委員 東京商工会議所人口政策委員会委員の尾身でございます。

今回この保育の必要性の認定に係る論点について、お示しいただきました資料の中に挙げられておりませんでしたけれども、ぜひ育児休業取得中の保育の必要性の認定につきましても、本会議の検討事項としていただきたいと存じます。

例えば親が第一子を保育所に預けて就労し、第二子をもうけて育児休業を取得した場合に、第一子に対する認定におきましては現行の保育に欠けるという要件の対象から、親が家にいるということで外れてしまう。つまり第一子が保育所から退所しなければならないというようなケースが実際にございます。

自治体によりましては、この点に配慮しているところも多々あると聞いておりますけれども、子どもが親の育児休業取得により保育所を退所し、また、親の復職に伴って改めて保育園を探して入所するというようなことは、子どもにとっても大きな環境変化となりまして、負担となるということが考えられます。

また、親サイドといたしましても、復職後に子ども2人分、改めて保育所を確保するというようなことも容易ではありません。そのことによりまして、複数の子どもを望んでいながら、産み育てることを躊躇するというような例。あるいは第二子妊娠出産時に育児休業を本当は取得したいのだけれども、第一子の保育に欠ける要件が心配なゆえに、育児休業を取得しないで、そのまま復職されるという方もいらっしゃいます。

このような状況を解消するためにも、育児休業取得中の保育の必要性の認定につきましても

御検討をいただき、安心して育児休業を取得し、また、確実に復職していけるというような環境整備をぜひ整えていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、大日向委員。

○大日向委員 ありがとうございます。先ほど清原委員が就労以外の事由のところ、柔軟に、余り厳格にしないでとおっしゃったことと賛同して申し上げたいと思います。

求職活動に関してはかなり細かく書いてくださっているのですが、就学といいますか、子どもをもつ女性研究者・大学院生の問題が今、非常に深刻になっております。私はある生保が実施している子どものいる女性研究者支援の助成活動の審査にかかわっておりますが、女性研究者、特に人文社会科学領域の人たちは成果がなかなか見えない。成果が出ない中で求職活動にまで到達しない中で必死に研究している。でも、保育園はなかなか入れない。

そうしますと、途中で刀折れ矢尽きたという感じで、研究をやめなくてはならない方が非常に今なお多くいらっしゃいます。内閣府が男女共同参画の観点から「202030」という指標を出して、2020年までに各領域で30%の女性の参画をと打ち出していますが、そうした中、大学や研究所の女性研究者の比率は非常に低いのが現状です。そのルーツはここにあると思います。子どもを育てていても、保育の必要度に関してポイントが低くなるものですから、認可保育園に入れていただけないで研究を中断せざるを得なくなっている人が少なくありません。こうした状況はハローワークでエビデンスをはかれるようなものではないわけです。ですから、就労以外の事由に関しても新制度は今までと違って、もっと柔軟な、頑張っている女性たちに暖かな視点をぜひ出していただきたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員。

○渡邊委員 先ほど市長会の清原委員からもお話がありましたけれども、保育の必要性の認定につきまして、保護者の中にも、就労等さまざまな実態があるわけでありまして、これらを踏まえまして、新制度の施行を境に、逆に利用できなくなることがないように、経過措置なども十分に配慮して、ある程度大きな枠の中で整理をし、市町村における審査の中で柔軟に対応できるようにすべきではないのか。

ただ、その際に現実の問題としてあることですが、周辺市町村との基準が違うことによって、アンバランスな形になることもある。この辺の調整をどうするかという問題も潜在的にはあると思います。現実に私の町の周辺部では、4月1日で審査をして入所を決定してしまっていて、あとの随時入所はしません。私の町は随時入所ができるような環境を整えているものだから、受け皿として、私どもの町のほうに来てしまう。住所を移してでも来る可能性もあるわけです。

そういう基準格差というところちょっと誤解もあるかも知れませんが、柔軟に対応することは必要ですが、逆にそういうこともあり得ることなので、調整の点をどう考えるかということも検討の余地があるのかなと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、吉田委員。

○吉田委員 吉田です。

保育の必要性の認定で就労のところですけども、多様な就労形態をこれからどんどん認めていく社会になっていきますので、そういった意味では起業するという場合も多々あると思います。その準備のためにある程度の期間を要するという可能性も十分ありますので、そういった可能性も認定のところでも認めていく形は、今の安倍政権の女性活躍の観点からも非常に重要かと思っておりますので、その視点を盛り込んでいただきたいというところが1点です。

もう一つ、優先のところですけども、やはり格差の問題を非常に重点的な問題として考えてほしいということです。

子どもの数ということから言えば、兄弟がいるほど、私も経験があるのですけれども、市役所の窓口に行くと最初に言われることは、「同じ保育所にはなりませんよ」ということです。送り迎えのことなどを考えると、大変だなという思いがあって、就労もあきらめて、ずっと専業主婦でやっていかざるを得ないという状況がずっと続いてしまう。そうすると私だけの年収で御飯を食べなければいけない状況になるわけですから、例えば少しでもパートなり何なりでもいいから、子どもが多い場合になるべく優先して入っていただける環境をつくっていただきたいなと。これから少子化を迎える上で、2人、3人が生まれたときにもっと安心して預けられる環境をぜひつくっていただきたいなというところです。

もう一つは、学生に対する措置というか、学生時代に妊娠をしてしまうというケースもあるかと思いますが、恐らくそういった場合に、パーセンテージはわかりませんが、中絶してしまう場合も多々あると思います。そこでしっかりと学生でも生み育てることは安心してできますよというところをしっかりと、保育所ベースでしっかりと担保していただければ、学びながら産んで両立できるということも可能性としては十分出てくると思いますので、そういった安心できる環境をつくっていくためにも、学生に対する措置も考えていただければと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、宮下委員。

○宮下委員 ありがとうございます。8ページに現行の保育所の開所時間は11時間と記されており、それに沿って新制度の長時間保育もこれらを基準に検討されておりますが、子どもにとってふさわしい生活を送る権利を保障するためにも、この11時間という開所時間が果たして適切であるか、子どもの立場に立って再考する必要があるのではないかと考えます。

そのためには子育ての中の働き方の見直しが必要であり、ワーク・ライフ・バランスの施策を推進していくことを同時にしていかないと、本当の意味での子育て支援には結びつかないのではないかと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

古渡委員、お願いします。

○古渡委員 ありがとうございます。資料2の3ページを見ていただきたいのですが、新制度における保育を必要とする場合の利用手順です。現行法では認定こども園は直接契約という観点の中で、保育に欠ける、欠けないを対象にしながら今日までやってまいりました。1つ気になったのは、もちろんこの利用調整と利用可能な施設の斡旋要請はこれで正しいのだと思っています。

問題はそのヘルプを求めた保護者は必ず役所に行かなければいけないのだろうかということです。要は、今まで我々は逆に現場でそれを対応して役所のほうとの連絡を取り合い、協働してやってきたつもりですが、だからこそ保護者と子どもに対していろいろなケアができてきたと思っています。そういう観点でもしかすると利用調整とかその観点の中で、行政または基礎自治体との協働の中で、例えば今まで認定こども園がやってきていましたような、ある意味での直接契約でわかった状態で受け入れてきていたのですが、そういう一つの配慮が必要なのではないかと考えています。

そういう意味では、全て行政任せではなくて、ある意味で施設サイドのほうも行政との共同体の中で考えていかないと、保護者のほうは多分たらい回しになっているような感覚があったりするのではないかと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、菅家委員。

○菅家委員 長時間、短時間の区分について発言したいと思います。そもそも長時間というネーミングもおかしいと思っております。要するに親の就労でありますので、一般的には標準労働時間、法定労働時間は8時間、これを基礎にして今の保育時間が設定され、あるいは開所時間が設定されていると現状はなっているわけです。まずその現状から出発すべきであると思っております。したがって、長時間という言い方はおかしいと思います。

加えまして、確かにパートタイム労働という就労形態があるわけですし、そういった実態にも対応するような保育、教育が必要なのだろうと思いますけれども、そのパートタイム労働も個人によってさまざまな実態にあるわけです。7時間の人もいれば、6時間の人、5時間の人、4時間の人もいるということですし、一体この短時間という区分を設定することによって、何に活用しようとしているのかが、私はよくわかりません。極端なことを言えば、何時間であっても親が就労していて保育の必要性があれば、それはそれに対応しなければならないわけがありますので、一律的に短時間という区分をすることによって、一体それを何に活用するのか説明していただきたいと思います。

現状、都市部、特に待機児童の多い地域におきましては、親のそういった具体的な就労時間をきちんと把握して、それを優先度に活用するというケースはあると思いますけれども、それはそういうふうに活用すればいいわけでありまして、一律的な短時間という区分では、そういったことにすら活用できないと思うわけです。したがって、この長時間、短時間の区分については、よくよく吟味しなければならないのではないかと思います。

うがった見方かもしれませんが、国の補助金の区分にでも活用しようと考えておられるのでしょうか。一体この長時間、短時間の区分といったものをどのように活用することを想定しているのか、お考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。長短のことはまた議論したいと思います。

佐藤秀樹委員、お願いします。

○佐藤秀樹委員 それでは、保育の必要性だけではなく、先ほどの基本指針のところにも若干触れたいと思います。基本指針の中の子育てに関する理念、子育て支援の意義のところについて、前回も申し上げましたが、文言の使い方が乳児期とか乳幼児期、それから3歳未満の幼児期、3歳以上の幼児期と多岐にわたっています。この辺のところは、例えば乳児保育は0歳ではなくて0-1、2歳という使い方をすることがあります。それは先ほど秋田先生が乳児と言われたときの概念は0-1、2が入っていたような気がするのです。ですから、その辺のところを丁寧に、子どもの育ちというのは3歳未満と3歳以上で切り分けられるのではなくて、ひとつつながりの育ちはつながっているものだ、私はそう思っていますので、その辺の文言の使い方をもう少し整理をしていただければいいのかなということが1つです。

それから、保育の必要性のことでは、先ほどの就労等のところ、就労以外の事由を書かれたところはありがたいと思いますが、そのほか例えば人口減少地域の中では、子ども集団が形成できにくいようなところの子どもたちには、その子どもにとっての保育の必要性はあるのではないかと。保護者が求めている保育の必要性だけではないような条件というのも加味していただければいいのかなと思うのです。

もう一点は質問です。この保育の必要性の認定に当たって、1号認定、2号認定、3号認定とありますが、この満3歳以上と満3歳未満は現行の制度上の中で振り分けがあると思います。今の保育所制度でいくと4月1日付で満3歳の子は通年を通して満3歳。ところが現行の幼稚園の制度でいくと、満3歳の誕生日が属する月から、幼稚園に入園できるという仕組みがあります。

そうすると、この認定の仕方は地方自治体で利用調査をしたときに、その認定というのはどういうところで分けをするのか。満3歳になった、いわゆる2歳児クラスの子は1号認定となるのかどうかも、ここは制度の根幹にかかわってくることなので、その辺についても質問をしたいと思います。

○無藤会長 それは後でお答えいただくとして、坂崎委員。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。

長時間、短時間の区分の線引きと定員割れ、定員超過、基本的な考え方の3点を述べたいと思います。

まず1点目の長時間、短時間の区分の線引きに関しましては、聞き方が①、②、③とあるわけですが、私は③のほうから話をしていきますが、現行制度との関係は前回も話をしたように、利用者においても施設においても現行の制度との弊害が無いように進めていただきたいということがまず第1点です。

短時間の下限につきましては、1号認定との問題を考えなければならないということがあると思います。このことが前提条件にもしもなければ、例えば就労の有無等だけでもいいわけです。もちろん今は子ども集団をつくるとか、虐待の問題とか、そういうこともあります。例えば満3歳未満だけのことを考えれば、就労有無だけを考えても短時間の利用についてはできるわけです。そうすると3歳以上と3歳未満の短時間の下限の考え方は一定でなくても考えられるということになります。

区分につきましては、もともとは月の総量という考え方が基本にあったかと思いますが、考え方としては通常の1日を、私はやはり現行を考えますと8時間というものを境にして、その長短を考えることが基本的ではないかと思います。

しかしながら、例えば月の総量とか年の総量、そういうことを考えたときには、例えば1号認定との違い、つまり調査票にもありますが、月曜日から金曜日まで、もしくは月曜日から土曜日までというような週の違いや夏休み、冬休み、長期間の休暇、年間39週という幼稚園の学校教育法に位置づけられている時間の問題。満3歳といわゆる2歳児保育の問題。預かり保育、一時預かり等との問題。単にこれでは1日の必要量でこれらのことを全て決めてしまって、年間の総量とかそういう問題とはどういうふうにして考えていくのかというのは、やはり給付の一体も含めた中でどう組み込んでいくのかということが前提になれば、これらのことはなかなか難しい問題ではなかろうかと考えるわけであります。

現行の週25日、11時間という保育所の立場というのは、平成6年のエンゼルプランプレリユードが始まってから、ずっとそのような形で行われているわけです。約20年間、その形を通していているわけですから、保育時間8時間との整合性そのことも踏まえてお考えを下さればありがたいと思います。

続きましては、定員割れと定員超過のことです。定員割れにつきましては、基本的には、これから行われるでありましょう認定者の総数と施設の定員の総数を見て、やはりそれが供給を満たすだけの施設数、定員数があるのが望ましいというのが基本的だと思います。そこに保育の質をどう担保していくのか。そして、きちんとした教育がどう組みまれていくのかというのが基本だと思いますが、そういうことの中で定員割れが少しずつなつたとしても、現実的に言う運営するための定員ではなくて、利用人員による単価設定というものを必要性として入れていかなければ、結局それらの健全な運営が担保できないような仕組みに、いわゆる教育の質の担保や保育の質の担保ができないというのはおかしいのではないかと。だから、そういう意味では、その定員割れをどう考えていくのかというのは、一つ大きな問題だと思います。

また、定員超過に関しましては、現在の定員超過を将来的には改善する必要があるかと思いますが、これを一気に改善するのは市場といいますか、いわゆる現場に非常に大きな混乱を来すことがありますので、当面の間はこれらのことを続けながら、よりよい制度をつくり上げていくことが望ましいのではないかと思います。

最後に基本的な考え方ですけれども、平成6年からエンゼルプランプレリユードも含めて、少子化が決して止まっているわけではありません。待機児童という問題もあります。私は7,000人の村で保育所型認定こども園をやっておりますので、どのような状況にあるのかというのは

よくわかっております。過疎地も深刻です。そういう中にありまして、今まで積み上げてきた議論や今回法律として通ったものを後戻りするような論議ではなくて、ぜひこれらのことをい
わゆる今、話し合っていることを土台にして、日本の教育や保育がきちんと成り立つような仕
組みを私は急いで作っていただきたいと考えます。

そういうふうに思っておりますので、以上で終わりたいと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、佐藤博樹委員。

○佐藤博樹会長代理 済みません、早く出ないといけないので、簡単なことですが、資
料2の3ページで、1つは企業の両立支援と保育とのつながりのところで、新制度になったと
きに保育の必要性が認定されれば、基本的に保育が利用できるということになっていくのだと
思います。

ただ、それがいつ決まるかということで、例えば調整の過程でどの施設なのか。これはいつ
決まるか。本人が初めから希望したことで決まるわけではないので、そうすると場合によつて
はフルタイムで復帰するつもりだったのだけれども、距離が遠くて短時間勤務を選択しなけれ
ばいけない。こういうことも起こり得ると思います。決まる時期がすごく大事です。

現行が4月1日の場合、2月半ばから末ということで、1カ月しかないわけです。これでは
なかなか難しいです。フルタイムで復帰するのか、短時間で復帰するのかで、受け入れる職場、
あるいは本人の対応も違いますので、どういうふうになってくるのか。どの時期で決まるのか
は結構大事です。この点を御検討いただければと思います。

もう一つは、先ほどの認定の6ページのところです。就労以外の事由で、社会人のリカレン
トとか、あるいは留学生とか、つまり大学院の学生などは日本人だけではないわけですが、結
婚し子どもを育てながら、大学院で研究する方はいますが、今後、増えるでしょう。リカレン
トで大学でMBAをとるとか、そういう方も増えてくるわけですから、就学のところをきちんと
見ていただきたい。特に留学生などはどうするかというのは結構大きな課題かと思えます。

○無藤会長 ありがとうございます。

北條委員、お願いします。

○北條委員 私どもと保育所の先生方と共通なのは、私どもも保育所の先生方も子どもを教育
と保育を一体的にお預かりしていると考えているわけです。もちろん幼稚園で考えている教
育・保育と保育所で考えている教育・保育は異なるわけでありまして。しかし、共に保育が必要
でない子どもはこの世の中には存在しないと考えております。

このたびの法律がそこら辺をある意味、法律だからしょうがないのしょうけれども、厳密
過ぎる定義をしたために、いろいろな混乱が起こっている。教育と保育の定義の仕方が余りに
も厳密過ぎると思っております。

その上で全ての子どもの健やかな育ちを保障するというのであれば、働いているお母さんも
大事です。家庭で子育てに専念しているお母さんも大事なわけです。そこにどちらかにインセ
ンティブを余りに与え過ぎるのは間違っていると思います。もっとフラットに考えていただ
きたいと思えます。働いているのかいないのか、あるいは長時間の保育が必要なのか、短時間の

保育が必要なのか。こういう議論がそもそもおかしいのであって、全ての子どもを支援するという観点から、こちら辺でもう一回考え直していただきたいと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、奥山委員。

○奥山委員 ありがとうございます。保育の必要性の認定についてです。今日清原委員が御指摘いただきました5ページの検討に当たっての視点では、保護者本人の事由による判断ということと、効率性・中立性でどう担保していくか。そのバランスを考えていくということは非常に大事だということだったと思いますが、やはりこのたび、この新制度が運用されるに当たっては利用者主体といいますか、保護者自身に寄り添った利用を確保していくことが非常に大事ではないかと思っております。

ただし、先ほど来、3ページのところでも指摘があるように、市町村の調整の部分と直接的に申し込める部分といろいろございますし、保育を就労以外の事由で預ける保育が必要という認定を出すところについては幅広になることを考えますと、利用者主体と言いながら、なかなかそれを本人が情報をキャッチするのはなかなか難しいのかなと思います。従って、このたび提案されております利用者支援という保護者に寄り添うような制度。これについてもきちんと内容を定めていくことが、この利用者主体をサポートすることができるのではないかと考えております。

ぜひこの新制度においても保護者本人の理由をサポートするためにも、利用者支援の中身を詰めていっていただきたいと考えております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、小室委員。

○小室委員 ありがとうございます。1つ目は先ほど吉田委員も言ってくださったのですが、起業時にも保育の必要性があるというところで6ページになるかと思いますが、就労ですけれども、起業時の必要性をぜひ入れていただきたいと思います。私も産後3週間で復帰をして起業をしたので、1歳になるまでなかなか預けられなくて、歩行器に乗った子どもがコピー機にがんがんぶつかりながら、いつも家にいるというような状況で起業をしたので、起業のときほど非常に必要だったなと思っております。

もう一つは5ページになるかと思いますが、間違いなく就労なのですが在宅勤務を自治体によっては優先順位を下げる自治体がありまして、今後、在宅勤務は介護と両立する上でも非常に重要なので、企業としてはとても推進しようとしている企業さんが多いのですが、弊社でもうちの社員には在宅勤務をさせてあげているのですが、そのことを自治体にそのまま申請すると点数が下がるというようなことが起きて、自治体に秘密にしていますという社員が多いです。

在宅勤務は企業としても働きやすさを支援するために今後どんどん推進していくものですので、5ページの一番下に書くのがいいのかわからないのですが、パートタイムや夜間の就労というようなところに、在宅勤務も勤務としてきちんと取り扱うべきであるというようなことが入っていくと、より自治体としてもそれを優先順位をポイントで下げるといようなこ

とをしなくなるのかなと思いますので、ぜひ御検討をいただければと思います。

また、保育の必要性の認定という資料の全体に入れるべきなのか、どこに入れるべきなのかがよくわからないので、そこから御相談なのですが、横浜でやったような保育コンシェルジュというようなものが、この保育の必要性とともに親の保育ニーズをどのように相談に乗るかという仕組みとして、自治体にはもっと積極的になっていただきたいと思っています。

必要かどうかを認定するという立場ではなくて、どこかに預けられるように寄り添っていくというようなことが前提ですよというのをできれば一番最初のところに、入れます、入れませんという判定をするという姿勢ではなくて、きめ細かく面倒を見ていくのだというような、それは現在、認定しているようなところ以外のところも視野に入れて勉強していただいて、そこを案内していくような姿勢があるべきではないかと。

子どもを預かることができるような民間のところも含めて自治体が把握し、それを案内していくような姿勢というのが、これは保護者、親としては非常に必要としているものですので、そういったことをやるべきだということがどこかに書き込まれるのが必要ではないかと思っています。それによって認可保育所に集中するということがなくなってくるので、お互いにとって、よりいいのかなと思っています。

全体の中の議論でたまに出るので、ここで意見をとったのですが、育休3年についてです。育休3年について書き込むべきだというお話もあったのですが、率直に母親の意見として、育休3年というのは実際には育休だけで3年とは書いていなかったはずですが、短時間勤務と育児休業で3年というような書き方になっていたはずですが、母親としては休ませてくれることだけが喜びではなくて、仕事と育児を両方楽しませてもらうということが大変うれしい。両方があるからこそ両方楽しめるといような視点もしっかり持っている人間もいます。

それは多様ですので、それぞれに合わせていったらいいかとは思いますが、よかれと思ってやってくれているのだなと好意的には受け取っていますけれども、早く仕事をしたい、社会に貢献したいというような思いで、また仕事があるからこそ、早く子どもに会いたいと思って6時になったら保育所にドラマのように駆け込んで行って、毎日子どもとの対面を喜んで、でも、夜じゅう困らせてくれるので、翌朝には仕事をしたいなと思って、職場に喜んで行ってというようにいいサイクルで仕事をしているという現状もありますので、育休3年はよかれとはわかっているのですが、そんなに強力で押し進めないでいただきたいというような意見も、この場でいいのかわからないのですが、申し上げさせていただきました。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

事務局から御説明などはありますか。

○黒田少子化対策企画室長 奥山委員と小室委員から利用者支援のお話がありましたので、若干補足をいたします。利用者支援の仕組みは基準検討部会でこれから議論をいたします、地域子ども・子育て支援事業の中の一つのメニューとして法定をされていますので、その中でどういう場所で、どういうやり方で、どういう方に担っていただいてという議論を並行して行っていきますので、そちらで具体化をしていきたいと思っています。

この仕組みが横浜市の取り組みの大きな力になっているということはおっしゃるとおりですし、何も全部保育所だけではなくて、地域の資源、幼稚園の先生方、保育所、小さいところ、保育ママ、ほか、さまざまな資源を有効につなげていくという意味で非常に大きな役割を果たしている事業だと認識しています。ありがとうございます。

○橋本保育課長 先ほど佐藤委員のほうから1号の認定時の利用の仕方についての御質問をいただきました。1号の認定手続を具体的にどうするか。これは全体の認定手続の仕組みの中で十分に検討させていただきたいと思いますが、実際に法律上の中で見ますと、満3歳以上の子どもが対象になってくるわけございまして、例えば今の幼稚園の取り扱いなどを見ましても、実際に3歳に達した後、最初に迎える4月から入園させるという幼稚園がかつては多かったわけございまして、近年では少子化が進行する中で、満3歳に達した段階で入園させることができるように条件整備を進められているということで、実際にそういった形で入られている方も多いと承知をしております。

したがいまして、こういった満3歳の認定の手続は今後議論をいただくとしまして、そういった方々も含めた対象にしていくことを考えていくことになろうかと思えます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、3つ目の議題で確認制度についてですけれども、時間が迫ってまいりましたので、御説明をいただいて、議論のほうは次回に送りたいということでお許しください。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

○橋本保育課長 それでは、お時間も限られておりますので、赤く塗ってあるところだけ簡単に御説明をしたいと思います。

2ページをお開きいただきますと、今後議論する事項といたしましては、運営基準の欄に前回御指摘をいただきました財務ルール、撤退ルール、事故発生時の対応などといったものを書き加えさせていただいております。

7ページ、施設型給付等を受ける対象となる施設についての最低定員の考え方につきまして、前回の御議論を踏まえて、例の3という基本的には20人以上ということで、幼稚園は例外にするといった考え方にしてはどうかという案を書かせていただいております。

8ページ、9ページにつきましては、子どもの年齢との関係、あるいは長時間と短時間の区分との関係の中で利用定員の設定をどういうふうにするかということにつきまして、前回は余り議論がまだ収れんしている感じではございませんでしたので、両論を書かせていただいているところでございます。

13ページ、定員超過の取り扱いの中で例外的な取り扱いをすべき場合の1つといたしまして、ほかの施設や事業が撤退ないしは定員減少ということが生じたときの受け皿というケースを書き加えさせていただいております。

15ページ、論点4の中で認定こども園の柔軟な対応といった点につきましての御指摘がございましたので、そういったことを書き加えさせていただいております。

16ページ、情報公表との取り扱いの中で、やはり重大な事故情報あるいは財務情報等についての御指摘がございましたので、ここを書き加えさせていただきました。

簡単ではございますが、以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、この点は次回ということでもよろしく願いいたします。

最後ですけれども、6月6日に宮城県で開催されました、被災地子ども・子育て懇談会について御説明をお願いいたします。

○長田参事官 それでは、時間もございませんので、基本的には資料をご覧いただければと思いますけれども、これまで福島県、岩手県、宮城県と開催してまいりました。

1点だけ触れさせていただきませうけれども、資料4の3ページから4ページにかけて、市町村子ども・子育て支援事業計画に関する意見でございます。特に津波の被害などによって住民の定住先が明確にならない中で、どういうふうに計画を考えていけばいいのか。そのようなお悩みでございます。

これは福島県原発避難地域でも同じような話があったわけでございますけれども、一方でその復興ということを考えますと、できる限り早くこの新制度を同時にスタートしていただく必要があるだろうと思っております。その上で、こういう特殊事情がある地域において、どのような配慮をしていく必要があるのか。そういったあたりを考えていきたいと思っております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

その他の追加ということがあるのですけれども、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の検討体制と幼児教育の無償化につきまして、事務局より御報告をお願いしたいと思っております。

○長田参事官 引き続きまして、参考資料1、こちらもなるべく簡潔に御説明をしたいと思っております。

前回は概略の御説明をさせていただきましたけれども、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の検討に当たりましては、法律上も幼稚園教育要領、保育所保育指針との整合性を確保することが書いてございますし、それぞれ学校として、あるいは児童福祉施設の法的な位置づけもございませうので、中央教育審議会及び社会保障審議会それぞれの体系の中で議論をしていこうということでございます。

ただ、共通のものを議論することですので、それらを合同で御議論をいただこうということとして、具体的には中央教育審議会のもとには、認定こども園教育専門部会で議論をしていくことが6月3日に決定されております。また、社会保障審議会のもとには、認定こども園保育専門委員会の設置が5月20日に決まっております。これらの部会、専門委員会を合同で開催するということで、実は本日の午後にこの合同の第1回の会合を開く予定でございます。また、そこでの議論の状況につきましては、随時、当子ども・子育て会議にも御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

引き続きでございます。参考資料3『『幼児教育無償化』について』という資料をお配りしております。

これにつきましては、まず5ページをご覧いただきたいと思っております。昨年の衆院選におきま

して、現政権与党でございます自民党、公明党の公約の中で、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた3－5歳についての幼児教育の無償化を進めるということが記載をされておりまして、それを受けて政権連立合意の中でこの検討を進めることとされたことを受けまして、ここに掲げてございます政府及び自民党、公明党の関係者による連絡会議というものが今年の3月に設置をされまして、その方向性について議論がなされたものでございます。

表に戻っていただいて、去る6月6日に政府与党の連絡会議で無償化についての取組方針、取り組みの基本方向が取りまとめられておりますので、御報告を申し上げる次第でございます。

ここにございます幼児教育無償化は、繰り返しになりますが、これは認定こども園、幼稚園、保育所を視野に置いての幼児教育無償化という意味ですけれども、全ての子どもの質の高い幼児教育を保障する。こういうことを目指して、これをどういった形で進めていくかということの当面の方針がまとめられたものでございます。ポイントは環境整備と財源確保を考えながら、段階的に進めていくということでございます。

まず、環境整備の内容といたしましては、(1)にございますけれども、無償化以前に現に受けられていないお子さんの存在もあるわけですので、そのあたりの機会の確保ということ。また、新制度のもとでは幼稚園、保育所の給付が共通化されるわけですので、そういったことも視野に置きながら、幼稚園と保育所の利用者負担の平準化なども図っていく。

先ほど段階的にと申し上げましたが、そうした観点から、26年度から特に幼稚園、保育所の中で、幼稚園の負担の軽減度合いが低い部分、低所得世帯、多子世帯の負担軽減といったことに取り組んでいくということ。それから、未就園児の対応ということで、待機児童解消加速化プランはしっかりやっていく。そのようなことでございます。

また、当面のターゲットは5歳児と置くということが書かれておりますけれども、5歳児については特に、いわゆる保幼小連携の重要な時期である。そういうようなことから、そのあたりの取り組みをしっかり進めながら環境整備を進めていこうということでございます。

2ページの財源確保という部分につきましては、これはかなり財源を必要とする中身でもございますので、引き続き新たな財源の確保方策について検討するとされてございまして、いずれにしましても、まず26年度から必要な環境の整備を行いながら、次のステップとして5歳児を次のターゲットとして置いていく。そのような考え方でございます。

その26年度からの取り組み内容については3ページに記載をしておりますが、時間の関係もございまして、説明は省略をさせていただきます。

○無藤会長 ありがとうございます。

本日用意した議題は以上でございます。

済みません、もう一つ資料がありました。お手元の参考資料2「認定こども園制度の見直しの経緯について」がございまして。これはその名前のおりのもので、認定こども園が発足してから、既に認定こども園を見直すという会議を開いて検討をいたしましたという資料をお配りいただいたということで、これは後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。次回の日程ということで事務局からお願いいたします。

○長田参事官 次回の第4回の会議につきましては、7月5日15時～17時半ということで予

定をしております。また、来週6月28日には、基準検討部会の開催も予定をさせていただいておりますので、あわせてよろしく願いをいたします。

○無藤会長 ありがとうございました。

第3回子ども・子育て会議を終了させていただきます。お疲れさまでした。

～ 以上 ～